

社会福祉法人白ゆり共生会

役員等の報酬及び費用弁償規程

社会福祉法人白ゆり共生会役員等の報酬及び費用弁償規程

(平成29年6月22日 規程第8号)

(令和1年12月5日 規程第4号)

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人白ゆり共生会（以下「法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）、評議員及び評議員選任・解任委員会委員並びに理事長が必要と認めた者（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償について定めるものとする。

(報酬支給対象業務)

第2条 報酬支給の対象は、次のとおりとする。

- (1) 理事会及び評議員会等の会議に出席したとき。
- (2) 監事が前号のほか監査のため出務したとき。
- (3) 役員等が法人に係る業務で本部事務及び会議等に出務したとき。

(報酬等)

第3条 役員等の報酬の額は、別表のとおりとする。

- 2 職員で賃金の支給を受けている者等報酬と同様の対価を受けることとなるものが役員等を兼ねるときは、その兼ねる役員等として受けるべき報酬は支給しない。
- 3 日額報酬は、出務日数に応じ、その都度又は月にまとめて支給する。

(費用弁償)

第4条 役員等が職務のため旅行したときは、その費用を弁償する。

- 2 前項の費用弁償の額及び支給方法は、社会福祉法人白ゆり共生会旅費規程（平成26年規程第3号。以下「旅費規程」という。）を準用する。この場合において、旅費規程附則第2項の規定は、第2条に規定する業務以外の業務及び第三者委員の業務に該当する場合を除くものとする。ただし、報酬を受ける職務のときは、日当を支給しない。
- 3 特別な理由により、通常の方法により難しい場合は、別に理事長が定める額とする。

(公表)

第5条 法人は、この規程をもって社会福祉法（昭和26年法律第45号）第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を受けて行う。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成29年7月1日から施行する。
- 2 社会福祉法人白ゆり共生会役員等の報酬及び費用弁償規則（平成26年規則第4号）は、廃止する。
- 3 この規程の施行前における出席又は出務に対する報酬又は費用弁償については、なお、従

前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）役員等の報酬

区 分	金額（日額）
理事長	4,000 円
副理事長	3,000
理 事	3,000
監 事	3,000
評議員	3,000
評議員選任・解任委員会委員	3,000
その他理事長が必要と認めた者	3,000